

申請概要

1 申請者

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）

代表取締役社長 村尾 和俊

（以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東西」という。）

2 申請年月日

平成 27 年 8 月 5 日

3 実施予定期日

認可後、NTT東西の準備が整い次第実施。

4 概要

番号案内サービスの提供時に接続事業者が使用する番号案内機能は、中継交換機、NPS交換機（※1）及び番号案内台等の設備を用いて提供されている。現在、NTT東西は、上記NPS交換機をNTT東西それぞれで2箇所ずつ設置しており、激甚災害時等に一方のNPS交換機が停止した場合には、もう一方のNPS交換機を使用することで、番号案内機能の提供を維持することとしている。

今般、NTT東西は、NPS交換機が平成 27 年 12 月に保守期限を迎えることを踏まえ、設備効率化の観点から、NPS交換機をNTT東西それぞれで1箇所ずつ設置することとし、激甚災害時等に、例えばNTT東日本のNPS交換機が停止した場合には、NTT西日本のNPS交換機へと接続先を切り替えることで、番号案内機能の提供を維持することとしている。

その場合、NPS交換機部分に相当する接続料をNTT東西間で適用する必要が生じる（※2）が、現行の接続約款においては、中継交換機や番号案内台等のコストも含んだ接続料が設定されており、NPS交換機部分のみに相当する接続料は規定されていない。

また、接続先となるNPS交換機の切替えに当たっては、例えば上述の場合には、NTT東日本の加入者交換機及び番号案内台が、NTT西日本のNPS交換機に接続されることとなるが、このような接続に係る技術的条件は規定されていない。

本件は、これらの状況を踏まえ、NTT東西が、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 33 条第 2 項の規定に基づき、NPS交換機部分のみに相当する接続料を規定するため、また、NPS交換機の切替えに係る技術的条件を規定するため、接続約款の変更を行うものである。

※1 NPS (New Position System) 交換機：加入者/中継交換機と番号案内台を接続するための交換機。

※2 上述のケースでは、NTT東日本がNTT西日本に対して、NTT西日本のNPS交換機を使用した分の接続料を支払うことが必要となる。

5 主な変更内容

(1) 本則の変更内容

接続約款において新たに規定される機能（以下「NPS交換機利用機能」という。）の接続料は、認可済みの「番号案内サービス接続機能」に係る平成27年度接続料（NTT東：152円、NTT西：114円）のうち、NPS交換機部分に相当する接続料となるものである。具体的な接続料は下表1のとおりであり、接続料算定の概要は下表2のとおり。

表1 NPS交換機利用機能に係る接続料

区分		単位	接続料
NPS交換機 利用機能	NPS交換機（番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備。）及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごと	NTT東：25円 NTT西：18円

表2-1 NPS交換機利用機能に係る接続料原価（調整額は除く。）の算定

（百万円）

	NTT東日本	NTT西日本	備考
①特定設備管理運営費	827	818	平成25年度実績値
②他人資本費用	2	3	レトバース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	17	10	レトバース×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	10	6	（自己資本費用＋（有利子負債以外の負債の額×利子相当率））×利益対応税率
⑤合計	856	837	表2-1の①＋②＋③＋④

表2-2 NPS交換機利用機能に係る接続料の算定

	NTT東日本	NTT西日本	備考
①前々算定期間の費用 （百万円）	854	836	表2-1の⑤の内、利益対応税について、平成27年度適用の利益対応税率を用いて算定したもの。
②調整額（百万円）	288	219	平成25年度実績収支等に基づき算定
③接続料原価（百万円）	1,142	1,055	表2-2の①＋② <u>（認可済みの番号案内機能の接続料原価の一部）</u>
④番号案内課金回数 （千回）	45,928	59,062	平成25年度実績値 <u>（認可済みの番号案内機能の接続料算定に使用）</u>
⑤接続料（円/1案内）	25	18	表2-2の③/④

(2) 技術的条件集の変更内容

NPS交換機を切り替える際に、加入者交換機とNPS交換機及びNPS交換機と番号案内台の接続にはLAN型通信網が利用されるため、接続に係る技術的条件として、LAN型通信網の接続に係る技術的条件を定めている技術的条件集別表38を適用する。

6 諮問を要しない理由

本件は、認可済みの「番号案内サービス接続機能」の対象設備の範囲を限定することで、番号案内機能における新たな接続メニューの1つとして、「NPS交換機利用機能」に係る接続料を接続約款に追加するものであるが、接続料の算定に当たっては、既に認可済みの接続料原価及び需要を変更することなく接続料が算定されているものである。

また、NPS交換機を切り替えた時の接続の条件については、既に認可済みの技術的条件を適用するものである。

以上を踏まえ、法第169条ただし書及び情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号に基づき、諮問を要しない軽微な事項として認められたものである。